

平成 25 年度 第 3 回
東京都商品等安全対策協議会

平成 2 6 年 2 月 1 8 日 (火)

都庁第一本庁舎 3 3 階特別会議室 S 6

午前10時00分開会

生活安全課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第3回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。生活安全課長の樋口でございます。着席にて進めさせていただきます。

本日は、協議会の最終回となります。これまで委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、報告書の素案に対して多数のご意見をお寄せいただきまして大変ありがとうございました。これまでの2回のやりとりを経て、報告書の案が作成できましたことに、この場をおかりしまして、改めて感謝申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の配付資料を確認させていただきます。

まず、「ブラインド等のひもの安全対策」の報告書案でございます。

それから、第2回安全対策協議会の議事録でございます。なお、第2回の議事録につきましては、ご案内させていただきまして、1月29日に東京都のホームページにアップしております。

そのほか、リーフレットの案とリーフレットの配布先、それから、「ブラインド等のひもの安全対策 報告書概要」ということで、A3判ペーパー1枚を付けさせていただいております。

資料のほうはよろしいでしょうか。

また本日、所用によりまして、オブザーバでいらっしゃいます消費者庁の宗林委員がご欠席でございます。代理で小林さんにご出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、丸山会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

丸山会長 ブラインド等のひもの安全対策についての協議は今回が最後になります。本日は、協議会報告書案を皆様にご了承いただいて、正式な報告書として東京都に提出したいと思っておりますので、委員の皆様方にはご協力をお願いいたします。

それでは、事務局から協議会報告書案の説明をお願いいたします。

商品安全係長 「東京都商品等対策協議会報告書(案)」について説明いたします。報告書案をご覧ください。

皆様には、お忙しい中2度にわたり内容をご確認いただき、大変ありがとうございます

た。皆様からいただいたご意見につきましては、基本的に報告書案に盛り込んでおります。私からは、前回の協議会でお示ししました報告書素案から修正した部分を中心にご説明させていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきますと、「はじめに」として丸山会長からのご挨拶の言葉をいただいております。

次に、全体の目次がありまして、本文1ページの1、協議の背景をご覧ください。素案からの修正点を網かけでお示ししています。2行目の国内での事故事例について、事故情報データベースシステムに1件追加登録がありましたので、「6件」から「7件」に修正しています。

2ページをご覧ください。表1-1に追加となった事故事例の詳細を記載しています。

続きまして、18ページをご覧ください。表2-4の下から3行目に、英国の事故事例を追加しています。

続きまして、20ページをご覧ください。海外の規制・規格の関係ですが、表2-6の欧州委員会の1行目で新規格の公表予定が遅れておりまして、「2013年12月」から「2014年2月」に修正しています。きょう現在まだ公表はされていないとのことでございます。

続きまして、大分飛んでしまって恐縮ですけれども、74ページをご覧ください。現状と課題のところになりますが、(2)商品の使用実態の「ア 注意表示・喚起」のところですが、アンケートの自由記入内容を踏まえ、目立つ注意表示、危険性についての説明などを追加し、わかりやすく補足しています。

次に、提言の関係です。78ページをご覧ください。網かけの部分ですが、第2回協議会で「子供だけでなく、全ての世代に対する安全・安心な商品の提供について記載してほしい」とのご意見をいただきましたので、追加しています。また、その下の行では、国や業界団体等の取組の実現に都も協力していくことを望む、と追加しています。

79ページをご覧ください。(2)統一基準等の策定による安全対策の徹底ですが、JIS化や第三者認証というご意見をいただきまして、調整した結果、2行目にJIS化も視野に入れた規格化や適合商品に対する表示について追加しています。

(3)消費者の安全意識の向上ですが、製造事業者団体に所属していないメーカー等の商品に対する注意喚起については、販売事業者団体に行っていただく必要があるため、要望先として追加するとともに、製造事業者団体と販売事業者団体への要望内容を明確にしています。

80ページをご覧ください。 の安全器具を用いた対策について、セーフティジョイントを追加しています。また、注意喚起の相手先として、学生への安全に対する意識啓発を図るため、工業・デザイン・保育分野の教育機関を追加しています。

「ウ 業態を超えた連携による意識啓発」ですが、「ネット事業者」としていたものをネット事業者も含む通信販売事業者に修正し、カタログでも、危険性の周知と安全対策の徹底を呼びかけていただくよう追加しています。

最後の2行ですが、各団体が、消費者団体等の連携により消費者の視点を取り入れた注意喚起・普及啓発などの効果的な取組を行うよう追加しています。

83ページ以降は、資料となっています。114ページには、協議会の概要としまして、委員の名簿と協議の経過を記載してございます。

なお、報告書全体の概要については、A3判の資料にまとめてありますので、ご覧いただければと思います。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

丸山会長 ありがとうございます。

報告書案が全体でかなり大部なものになるものですから、前のご報告いただいた内容からの修正部分を中心に、今、事務局から説明をいただきました。最後に、事務局から説明いただきましたように、この全体像の概要につきましては、委員の皆様方のお手元にA3判の資料が1枚置いてあると思います。これが全体像ということになっているわけです。

ただいま事務局から説明のありました協議会報告書案につきましては、皆様からいただいたご意見を踏まえまして、私と事務局とで最終的に調整を行っております。最終的に皆様からいただいたご意見につきましては、ほとんど報告書案に反映できているかと思えます。この内容で東京都に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。ご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

丸山会長 それでは、協議会報告につきましては、原案のとおり決定ということにしたいと存じます。ありがとうございました。

それでは、協議会報告書を藤井消費生活部長にお渡ししたいと思います。

「ブラインド等のひもの安全対策 - 東京都商品等安全対策協議会報告書 - 」です。よろしくをお願いいたします。

(報告書手交)

丸山会長 皆様のご協力によりまして、ただいま協議会報告書を東京都にお渡しすることができました。ありがとうございました。

それでは、ここで藤井消費生活部長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

消費生活部長 おはようございます。消費生活部長の藤井でございます。

ただいま丸山会長から、ブラインド等のひもの安全対策につきましてご報告をいただきました。どうもありがとうございました。

皆様のご協力をもちまして、本日、報告を受けることができました。心より御礼を申し上げます。

本協議会では、昨年10月から3回にわたりまして、皆様に専門的な見地から幅広くご議論いただきましたことに重ねて御礼を申し上げます。

さて、丸山会長からいただいた報告では、ブラインド等のひもによる事故を防止するため、大きく分けて4つのご提言をいただきました。

1つ目が「商品構造・デザイン等の安全対策」、2つ目が「統一基準等の策定による安全対策の徹底」、3つ目が「消費者の安全意識の向上」、4つ目が「事故情報等の収集と活用体制の整備」でございます。

また、これらの事故防止につながる具体的な方策のほか、子供はリスクを知って行動できないため、周りの大人が子供の身の回りの安全に配慮することの大切さなど、子供の安全確保における基本的な考え方も含めてお示しいただけたかと思っております。

都といたしましては、今回の貴重なご提言を速やかに実現できるよう、国、事業者団体等の取組に協力することはもとより、自らも消費者への普及啓発に積極的に取り組みまして、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

皆様方におかれましても、この提言の実現に向けまして、また、都の消費生活行政の発展のため、今後とも引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のお礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

丸山会長 ありがとうございました。

ただいま協議会報告のプレス資料について配付されました。リーフレットと併せて事務局から説明をお願いいたします。

商品安全係長 それでは、協議会報告のプレス資料について説明をいたします。

こちらは協議会終了後に都庁記者クラブへ発表します。また、ホームページにも掲載いたします。プレス資料としては、ただいま配付しました「東京都商品等安全対策協議会報告～ブラインド等のひもの安全対策～」と記載されたA4判1枚ものの資料と、A3判の報告書概要と全体版の報告書を情報提供いたします。

1として報告書の提言内容と、2として提言を受けた今後の都の対応を記載しています。

裏面の2の今後の都の対応ですが、(1)国及び事業者団体への要望については、表にあるとおり、統一基準づくりや安全性の高い商品の開発・普及、安全器具の普及、業態を超えた消費者への注意喚起など、各提案要望先に対して本日付けで要望いたします。

(2)消費者への注意喚起では、別紙の資料にあるようなリーフレットを日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会のアドバイスもいただきながら、消費者庁さん、片山委員所属の日本ブラインド工業会さん、小笹委員所属の一般社団法人日本インテリアファブリックス協会さんとの連名で作成し、別紙リーフレット配布先にあるとおり、都内の幼稚園・保育所・保健所へ3月上旬から配布いたします。各団体の皆様には、リーフレットの作成に当たり、ご協力をいただきましてありがとうございました。

また、ファミリーレストラン向けに日本フードサービス協会、学生への意識啓発として日本私立大学団体連合会等へも配布します。

それから、山中委員の所属する日本小児科学会のホームページへの掲載をお願いいたします。さらに消費者庁さん、各区市町村、道府県の消費生活行政担当部署、都の消費生活センター、日本ブラインド工業会さん、日本インテリアファブリックス協会さんにも配布をお願いしています。また、予備もございますので、各委員の皆様におかれまして、配布にご協力いただけるようであれば、ご連絡いただければと思います。

ほかにも毎月412万部発行しています「広報東京都」3月号、東京都提供番組であるテレビ朝日の「東京サイト」の中でも、ブラインド等のひもに関する注意喚起を行ってまいります。「東京サイト」は3月10日(月)曜日、12日(水)曜日、14日(金)曜日の13時55分から13時59分までの放送となり、子供の事故防止全般について取り上げておりまして、山中委員、持丸委員にもご出演いただく予定でございます。

さらに、消費生活情報誌「東京くらしねっと」4月号、ホームページ、ツイッターでも積極的に注意喚起を行ってまいります。

説明は以上でございます。

丸山会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問はありますでしょうか。いかがでしょうか。

この商品は、今回取り上げた内容というのは、危険な対象となる幼児というのが毎年変わっていくというのが一つの特徴だと思うんです。そういう意味で消費者への注意喚起というのが、どういった商品の安全でも大事ですが、特に注意喚起すべき消費者というのが、特定の人に毎年かたまるのではなくて、毎年毎年変化していくという点が大きな特徴だと思います。そういう意味では、消費者への注意喚起の方法を様々な手段をとっていただけるのは大変ありがたいことですし、これを短期的に終わらせるのではなくて、中期的・長期的に継続をしていただければ非常によいのではないかと私は考えております。

さて、今回が最後になりますので、皆様方からこれまでの全体を通じてのご意見や、参加されてのご感想など、お話しただけたらと存じます。

恐縮ですが、座席順でご発言をお願いいたします。

まず、持丸委員からお願いいたします。

持丸委員 産総研の持丸です。会長、それから委員の皆さん、いろいろとご協力いただいて大変よい報告書ができたなと思っております。

ブラインドは、私、今回相談を受けたときから、とにかく早く手がけたほうがいいというのが一番でありまして、というのは、恐らく家庭に入っていくというのは、日本はこれからがたぶん主流になる。今ちょうど事故が起き始めているところで、これを早く抑えられることができれば、それに越したことがないというのが私の率直なところです。

今回少し定量的な実験もご協力できましたので、やや証拠をもって安全性を議論できるというのが一つと、それから業界の方々にもご協力をいただいて、具体的な安全対策についても何とかその効果が見えてきて、あとはいかにそれを普及していくかということだろうと思っております。

いつもですが、私もこれが終わりました後は、恐らく何らかの形で業界の方々も含めて、業界もしくはデジュール標準という形で継続してかかわっていくことになるかと思っておりますけれども、ぜひうまいこと社会の枠組みをつくって、安全対策が進められればと思っております。

私からは以上です。

丸山会長 ありがとうございます。

では、詫間委員、お願いいたします。

詫間特別委員 皆様のご協力できりっぱな報告ができて、御同慶の至りだと思えます。最後のところで、さっき藤井部長もおっしゃったのですが、国に対する要望も相当厳しい。特に法整備を含めて検討してほしいということですので、消費者庁のほうでも、いろいろご検討いただけるのではないかと思います。都自体もやはり相当努力しないと、一方、国のほうに上げておけばいいということではないと思えますので。国のほうもあんまり厳しいことを言うと、ちょっとお蔵入りにされてしまう部分もなきにしもあらずかとは思いますが、その辺、ちょっと気になった部分がありました。

それから、時期的なことですが、欧州と一口で言いますと、EUに入っていない国もございまして、特に専門的にやっているのはEU委員会でございまして、EU委員会の管轄下の報告書というように括弧で限定するというのも、細かいことを言いますと必要ではないかなと思っております。

以上でございます。

丸山会長 ありがとうございます。

では、小野委員、お願いいたします。

小野特別委員 キッズデザイン協議会の小野です。

前回の協議会でもお話しいたしましたけれども、子供の事故は製品不良が原因とは限りません。今回のブラインドにつきましても、その典型的な事例だと思っております。何年前に騒がれたシュレッダーに似ていまして、ライフスタイルの変化とともに、一般家庭にも普及し始めたがために起きた事故だと考えています。今回は、そこに東京都さんの主催するこの安全対策協議会がメスを入れて、結果として業界を挙げた子供たちのための新たな基準が設けられる。このことは、子供の事故予防の観点からすると、とても意味深いことだと考えています。

これまでであれば、重篤な事故として繰り返し複数回起きてこなければ、JIS 化まで検討されることはなかったと記憶しています。その意味からも、このように素早い動きは、未然防止の効果がかなり期待できるのではないかと考えています。

と申しましても、これで全てが解決したわけではありません。ブラインドにおきましても、引き続き事故情報の収集が必要です。子供の安全・安心はより多くの様々なケースの事故情報が入り続けてこそ、向上していくと思っております。

子供の事故は新しい製品やサービス、あるいは新しいライフスタイルが生まれてくる

たびに起きてくると言っても過言ではないと思っています。そのためには特定の機関からの情報だけではなく、より多くの地域からより精度の高い情報が必要になります。今回、消費者庁さんに、法による重大事故情報集約の仕組みの徹底と速やかに情報を収集するルートの整備など、より実効性の高い仕組みの構築に向けた対策をお願いいたしました。このことは、これまでにない動きであり、今後の展開の布石として大変有意義なものになっていくと考えています。

ぜひ、東京都さんにおかれましても、この取組をさらに拡大していただいて、大きなネットワークにしていきたいと希望いたします。

以上です。

丸山会長 ありがとうございます。

小林委員、お願いいたします。

小林特別委員 このたびの協議会に参加させていただきましてありがとうございました。私は一消費者の立場として、また若いお母さんたちに接する立場としまして、日々考えていることは、先ほど丸山会長がおっしゃってくださいましたように、毎年毎年というよりも、日々新しいママと新しいパパが誕生していくという中で、一つのものを取り上げた場合に、その安全対策について一生懸命、例えばこの場のように考えたとしても、それが継続的に皆さんの中に浸透していくのかということ、必ずしもそうではないという現実を目の当たりにしております。

この度のブラインドのことにつきましては、とても早い段階で、このような提案ができたということは素晴らしいことですが、これをどうやって消費者の間にずうっと長く浸透していくかということは大変大きなテーマだと思っています。CRの意識というものを製造者とか、あるいは販売者であるとか、そういったところだけに負わせるのではなくて、消費者自身がどれだけそのことに興味を持っているかということ、とても大事なテーマだと思っています。

感じ方としましては、消費者自身が使う側の体験、意見が商品をよりよく安全に導き、あるいは使いやすく、世の中のためになるような商品を生み出すためにも、実は消費者の意見や体験にとっても大きな役割があるのだということを知っていただきたいと思っています。

私はいろいろなお母さまやお父さまたち、あるいはおじいちゃま、おばあちゃまたちに出会うチャンスがたくさんありますので、いろいろな場を通じて、そうした意識を皆さ

んずっと持っていきましょうねと、そして皆さんの意見や体験というものが必ず新しい商品を生み出すときに役に立つのだから、躊躇しないで皆さんの考えていること、感じたことを世の中に発信していきましょう、ということを努めて運動していきたいと思っております。

今回は本当にありがとうございました。

丸山会長 ありがとうございました。

では、山中委員、お願いいたします。

山中特別委員 私は、医療機関にいるものですから重傷例を見ています。、たぶん皆様方には、医療機関でどういうことをしているかとか、あるいはその情報をどのように今まで活用していたかということはなかなか伝わらなかったのですが、この協議会で現場の状況をお話しさせていただくことができ、医療機関の状況を知っていただいたのはよかったと思っています。

海外からは、随分前から、ブラインドのひもによる死亡例はたくさん報告されていて、我々小児科医もそういう知識はあったのですが、散発的にいろいろなところで起こっており、それらが情報としてどこにも伝わっていませんでした。はっきりした死亡例は2012年11月の発生例です。製品名まではわからなかったのですが、詳しい発生状況を聞いて、日本小児科学会ホームページに載せました。それを今回東京都で取り上げていただいて、早速、多職種の方が集まって検討の場を持っていただき、結論が出たというのは、大変よかったと思っています。

たった1例でも、きちんとした情報があれば対策にまでつながるということで、我々医療機関にいる者の役目として、きちんとした情報をとっておくことがとても大切だと思いました。

今回は立派な報告書ができて、今後の方針もある程度決まったわけですので、2年後とか、数年後にもう一回ブラインドのひもの状況はどうなっているか、東京都として、調査をしていただければと思っております。

我々のところには、毎日「こんな事故が」と思うようなものがたくさん来ておりますので、医療機関にいる者の役目は、重傷度が高い事例の情報を地道に集めていくことです。消費者庁は医療機関ではないので、実際に重傷例を判定するのは難しいと思います。やはり現場にいる者が重傷の事例として報告しなければ予防につながらない。そういう意識を持って情報を集めることが必要だと思っております。医療機関にいる者はそういう情報が必要

だと思わないんですね。治療のほうばかりやっていて、「何でこんな事態が起きるんだ」、「何とかならないのか」とは思うのですが、きちんとした情報をとることが予防につながるということがまだわかっていないので、こういう地道な活動を続けながら、医療機関にいる者は、重傷の事故の事例があったらきちんとした情報を収集して、それを、例えば消費者庁なり学会なりに伝えるのも大切な仕事のひとつだと意識を変えていただきたいと思います。

今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

丸山会長 ありがとうございました。

片山委員、お願いいたします。

片山特別委員 日本ブラインド工業会の片山でございます。

今回、協議会で検討していただきました提言内容が、本来、工業会単独で事前にできれば一番よかったのですが、なかなか実情不可能な状態で行っていただきました。そんな中、今回、皆様のお力添えで実態が明らかになりまして、現状や今後の対応すべき方向性が明確になりましたことに対して、大変感謝いたしております。

特に大規模でアンケートを実施していただきまして、実態を明確に把握することができたと思っております。危険度の認識の低さでありますとか、思った以上にヒヤリ・ハットの事故が多かったと。それから安全器具を付けていても、使っていただけていないような実情もありました。また、その安全器具が実際有効に機能したという事例も確認ができました。

本日まとまりました提言内容に対しまして、既にブラインド工業会では、取組の検討を開始しております。中には多少時間がかかるものも含まれてございますけれども、できることから、即実施する方向で検討をさせていただいております。それから、規格や基準の作成にも、今後積極的に工業会として取り組んでまいりたいという所存でございます。今回、協議会において、多くの方々のご意見やご議論をしていただきましたことに、改めて感謝いたします。

ブラインドやスクリーンは、快適な住空間をつくるために必要不可欠なものだと我々は思っております。今後も安全にご使用いただけるよう、業界として努力をしていきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご指導、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

丸山会長 ありがとうございました。

小笹委員、お願いいたします。

小笹特別委員 日本インテリアファブリックス協会の小笹です。

この協議会に参加させていただきまして、初めて知ったことがいろいろございました。特にカーテンの留めひもでそんな危険なめに遭われている方がいらっしゃるといのは、もともとぴんときていなかったことですが、この協議会に参加させていただきまして、いろいろ報告をお聞きしまして、カーテンの留めひもでも、やはりそういう事故が起こるのだなということを改めて知った次第でございます。

それと、今回の提言につきましては、特にカーテンの留めひもに関しまして、注意喚起という部分が非常に重要になってくると思います。それと、業界を挙げての統一基準なり、統一表示といった部分で業界としても取り組んでいく所存でございます。

ということで、この協議会、参加させていただきまして、いろんな知識を得られたというのが実感でございます。本当にありがとうございました。

丸山会長 ありがとうございます。

山本委員、お願いいたします。

山本特別委員 インテリア産業協会、山本でございます。

今回の報告書は、そういった意味では、事故情報ですとか海外の状況、検証実験等というふうに多面的な情報が入ったもので、今後のブラインド等の安全性ということに関して、大いに役立つものではないかと考えております。私自身も知らない点を教えていただいて、本当に驚いている点もでございます。

インテリアは、住まい手に快適な住環境を提供するということでは重要でございます。住まい手から、機能性ですとか、使用上の利便性だとか、あるいは装飾性といった点が求められるわけですが、もう一方で、当然、安全であるということはもちろん大事なことでと考えてございます。安全器具など、ものづくりの面からの向上ということもさることながら、使い手に知識を持ってもらってということが最後のところで大事なことかなと思っております。

このような点から、私ども、住まい手の方々と、それから、ものをつくる製造会社、供給者側をつなぐインテリアコーディネーターというものの資格認定をしております。なかなか力不足ですが、そういったコーディネーターに、いろんな技術情報なりを提供しているわけですが、今後もブラインドの安全性に関しまして、報告書にあるとおり、コーディネーターを通じて消費者に対する知識を持ってもらうというところに努力してまいり

たいと思っております。

コーディネーター等へ情報提供するに際し、大部の報告書というのはなかなか読みづらいと思っております。一方でリーフレットクラスになると、なかなか内容が把握しかねますし、報告書概要は簡潔ですけれども、発信者の情報が少し足りないんですね。やはりここまで読まなくても、内容なり技術情報がちゃんととれるような縮刷版みたいな報告書が出せると、私どもいろんなところへ情報提供なりするのに重宝するかと思います。

以上でございます。

丸山会長 ありがとうございます。

鎌田委員、お願いいたします。

鎌田委員 私も今回この委員をやらせていただきまして、幾つかのこういった商品を買っているお店を見ました。そうしますと、いろんなお客さんがいまして、店員さんと機能性ですとか、デザイン性ですとか、そういったところを話し合っているのは聞こえてくるのですけれども、あまり安全面に対してのお話というのは、そばで聞いていてもなかなか聞こえてこなかったというところがありまして、今回のこのような報告書ができて、消費者へ周知されれば非常にいいことだと思っておりますけれども、その一方で、やはり売る側も、デザイン性だけではなくて安全性、自分がお話ししているお客さんの年齢で、ある程度この方は小さいお子さんがいるんだというのはわかると思いますので、そういったお客さんに対して、販売する側も、こういった知識をもって接していただければと思いました。

丸山会長 ありがとうございます。

田島委員、お願いいたします。

田島委員 東京消防庁ですけれども、事例のほうを提供させていただきました。私どもの都内の救急件数ですが、平成 25 年中、1 月から 12 月 31 日までで 74 万 9,000 件ございます。主な種別にしますと、例えば、急病（病気をもちの方が急に具合が悪くなった）又は交通事故、又は労働災害ですね。あとは病院を移るといった転院搬送、そのほかに家庭内の事故が挙げられます。私どもの救急隊は、1 年間に 3,000 件から 4,000 件ぐらいの件数を対応していきまして、行った救急隊がどんな受傷で受傷機転に至ったのかということ活動を帰ってきた後に、報告を書面で上げるようになっております。

彼らはほとんど夜は一睡もできないときもあつたり、まさに CPR といいますか、人工呼吸をしながら、救命措置をしながら、そういう中での報告をいただいております、平

成 24 年中は、年間約 74 万件のうち、家庭内で起きる事故、日常生活における事故が約 12 万件ございます。その中で特に最近多いのが 0 歳から 5 歳までの乳幼児、あと 65 歳以上の高齢者、それがそれぞれ、乳幼児の家庭内の事故が約 9,000 件、高齢者の事故が約 6 万件、これが顕著な特徴でございます。

消防といいますと、火災とか、救急とか、最近では震災対策とか、住民に訓練・指導だとか、そういう面をやっている中で、家庭内の日常生活で起きた事故を、乳幼児の場合は若いお母さん方、又は高齢者と一緒に住まいの方、ケアをしている民生委員の方など、最近、非常に関心が高いのがうかがえます。防災館が 3 館あったり、いろんなところでそういう提供をするんですけれども、今回もその一環で私どもの救急隊が苦労している中でも、このような注意喚起やリーフレットの作成に結びついたというのは、非常に喜んでおります。

また、今後も生活文化局さんともいい連携をとりながら、いろんな事例を見逃さないように、チェックしながら提供していきたいと思っております。

以上です。

丸山会長 ありがとうございます。

鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 公益社団法人全国消費生活相談員協会の鈴木と申します。

実は事故を東京都が発表したときのあのカット、絵を見てみんなドキッとしたぐらいびっくりいたしました。生活の中の身近な存在のブラインドとか、カーテンタッセルでこのような大きな事故になるという認識が、みんな薄かったのではないかと思っていました。その矢先、このような協議会ができて、このようにまとめられたことで、とてもよかったと思っておりますが、これからが相談現場等で大変ではないかと感じております。

まず、報告書の 72 ページの課題と 77 ページの提言、そして 81 ページの事故情報の収集と活用体制ということで、何か宿題をいただいたような感じがしております。ぜひこれからも、消費者庁及び東京都と各地の消費者センターの窓口にいる私たち相談員が、情報収集の先端にいるという自覚を持ち、より一層相談現場で事故に関する意識向上ができ、これから多くなると推測されるブラインド事故の未然防止の啓発活動ができるように、行政が力を入れていただければと思っております。

今回このような、パンフレットをつくっていただきましたが、先ほどインテリア産業協会さんのほうからも提案されたと思うのですが、もうちょっとしっかりしたものがあれ

ば、窓口等で啓発に役立つのではないかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

丸山会長 ありがとうございます。

釘宮委員、お願ひいたします。

釘宮委員 日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会の釘宮でございます。

今回の協議会を通じまして、ブラインドの使用状況、あるいは危険性というものが明らかになったこと、これは非常に大きな意義があったと考えております。調査を経まして、提言の内容を検討してきたわけですけれども、この提言の中で述べられていること、これを実行していくことが、これからは最も重要だと思っております。

この提言の中から4点ほどピックアップさせていただきますが、まず1点目としまして、旧型の製品に対する安全対策というところです。今後、安全性の高いブラインド類が開発されていくこと。これがもちろん望ましいわけですけれども、ブラインドは一度設置をすると長く使用する場合が多い、そのような製品です。欧米で規制を実施しても事故件数が減らなかったということがありますが、あれは実に82%が旧型製品によって引き起こされたというような、そういった記述もございます。日本におきましても、既に設置されているブラインドに対する安全装置につきましての注意喚起、それを広く行っていくこと、これが非常に大事だと思っております。

2点目ですが、安全基準等の策定という点です。これについては、今月中に公表されると言われております欧州の規格の内容を確認しなければいけないと思っております。もちろん体格など違う点ではありますが、今後日本で基準を策定していくことにつきましては、どのような観点から基準を設けていくべきかということの参考になると思っておりますので、そのあたりのところを踏まえながら検討していくべきと思っております。

3点目ですが、消費者にいかに情報を発信・浸透させていくかというところです。今後情報の発信というところを協力してやっていかなければいけないと思っておりますが、私どもの団体でも、微力ではございますが、浸透ということにつきまして、方策を検討していきたいと思っております。テレビや新聞の果たす役割というのも非常に重要だと思っておりますので、消費者の方々に、実はブラインドはこういう危険性があるのだということをぜひ知っていただく機会を設けていただきたいと思います。

それから4点目ですが、事故情報の収集という点です。今回重大事故の情報、この報

告義務が機能していなかったということが明らかになったわけですが、重要なのは、そこから得られる教訓を生かしていくことではないかと思っています。例えば、消費者庁のほうで医療機関ネットワークを広げていくということもされていますし、あるいは警察や消防庁との連携を強化していくということもあると思います。現時点では何が有効な手立てなのか、それは明らかではないのですが、ある意味「トライアル・アンド・エラー」ということが必要なかもしれないと思っています。責任がどこにあるかということではなくて、どのような解決策をとることが必要なのか、それをここにいる関係者全員でこれから検討していくべきで、提言を実行にもっていくこと、そこが一番重要だと思っています。

丸山会長 ありがとうございます。

今回オブザーバとして参加していただきました、田近さん、お願いいたします。

田近氏（オブザーバ） いろいろとご教授いただきましてありがとうございます。

JIS 化についてお願いいたしましたが、統一した安全基準をつくることで、子供を事故やけがから守るための環境整備が進むのではないかと考えております。もちろん消費者も、より安全性を認識する必要がありますが、注意喚起とともに、行政、事業者、それから消費者、それに研究機関による具体的な安全対策ができれば、もっと子供の事故やけがは減るだろうと考えております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

丸山会長 ありがとうございます。

消費者庁さんには、第2回協議会で商品等に起因する重大事故情報の集約の徹底等について、要望をお願いいたしました。これに関しまして、消費者庁さんとして、現在又は今後の取組やビジョン等について、何かお話しいただけるようであれば、小林さん、お願いできますでしょうか。

小林氏（宗林氏代理） まず、感想ということで。今回、消費者庁の平成25年度の活性化基金、「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」ということで、東京都と一つのプログラムをやらせていただきました。

コンセプトとしては、消費者問題は現場で起こっているんだと。ですので、地方自治体と国が問題意識を共有して協力して解決していく必要があるということで、初めてこの予算を付けました。来年もこの予算はあると思うのですけれども、そういう意味でも画期的な取組で、皆さんの貴重な意見をいただいて報告書もとりまとめられて、すばらしい政策になったと思っています。どうもありがとうございました。

あと情報収集の件で、皆様からもいろいろ意見をいただいているところで、前回もお伝えさせていただいたのですけれども、消費者庁の今の考え方を簡単に説明させていただきます。

これは個人的な意見も入るのですけれども、なかなか全国各地の消費者事故というものを、全て集めることは不可能だと思っています。では、どうすればいいのかということで、少しでも多くの情報を様々なツールを用いて総動員させて集めていくことが重要になってきます。そういった意味で、消費者安全法でも書かれているのですけれども、2つ大きなキーになる部分がありまして、1つは「地方自治体からの情報収集」です。もう一つは「関係省庁からの情報収集」です。根本はどちらとも地方自治体から関係省庁に上がってきて消費者庁に来るという流れですけれども、この2つのツールをうまく活かしていかなければいけないと思っています。

一つ目として、前回もこれはお伝えさせていただいて、要望書には残念ながら反映されなかったのですけれども、地方自治体からの情報収集をどうすればいいのかということです。ちょっと話はズレますが、消費者行政というのは、皆さん釈迦に説法かもしれませんが、消費者教育法とか集団訴訟法案、そして今、安全法の改正とか、景表法の改正ですね、これらは地方自治体にどう動いていただくか、そして地方自治体と協力して、どういうふうに政策を進めていくかというのが大きな動きになっています。消費者庁というのは300人足らずです。消費者庁が音頭をとって動くというのがまず大前提でありますけれども、この300人で全国をカバーするのは結構厳しいので、地方自治体の消費者行政にかかわる職員にどういうふうに動いていただくか、これが重要になっているというのが、今の消費者行政の大きな流れになっています。従って、地方自治体からの情報収集の点でも、地方自治体の職員にぜひ協力していただきたいというのが一つあるんですけれども、現状で言いますと、例えば、今回東京都さんに事務局で大変な思いをしてやっていただいているのですけれども、東京都さんから来る情報というのは、非重大事故、重大事故合わせて月に4件程度です。1,300万人の東京都にいる人口で、月に消費者事故が起こっているのが4件というのはあり得ません。そこを、地方自治体の職員にも協力していただいて情報を集めるということが大事になってきます。ですので、もちろん消費者庁が音頭をとって各省庁と協議して、警察庁、文科省、厚労省、いろんなどころから情報を集めるということは大事ではあるのですけれども、ただ消費者庁頑張れ頑張れということではなくて、地方自治体の方にもぜひとも協力していただきたいなと思っています。地方自治体関係者は、

東京都さんしか今はいませんので、ここで言う話ではないのかもしれないのですが、こういったものは少しずつ皆さんの認識を変えていっていただいて、消費者庁を頼っていただくのは大変うれしいことではあるのですが、消費者庁だけ、国の政策だけではなくて、地方行政からも少しずつ変えていくことが重要ではないのかなと思っています。こういったことが重要ということを知って、今消費者庁のほうでは、全国の各地方自治体向けに説明会を開いたり、個々別の個人が出張へ行ったときには、消費者行政に関わる職員に情報収集の重要性についてお伝えしています。また、ただお伝えしているだけではなくて、安全法の解釈とか、通知を運用上どういうふうにやればいいのかというマニュアルもつくっていますので、そういったものをお示しして、できるだけ消費者事故を認識したら消費者庁に送ってほしいというようなことをお願いしているところです。

もう一つ。これは要望書にも記載していた点ですが、関係省庁からの情報をどう集めるかですが、大きくは、皆さんからも意見がありましたように、警察庁、消防庁は総務省になるんですけれども総務省、あと厚労省とか文科省ですね。そういった各省庁からどういうふうに収集すればいいかについてですが、ポイントは2つありまして、例えば、文科省とか厚労省、学校とか医療機関とか介護施設から、そこから文科省や厚労省に上がっていない場合と、上がってはいるけど各省庁で止まっている場合、大きく2つありまして、各省庁で止まっている場合は、消費者庁から各省庁にお願いして、発生した事故に関しては、できるだけ送ってくださいということで送っていただくということは、ある程度ハードルは低いと思います。一方で、学校側から文科省に上がっていないとか、医療機関や介護施設から厚労省に上がっていないところになりますと、各省庁に通知を出すなり何なりして情報を吸い上げてくれというお願いをするのですが、なかなかそこはハードルが高い状況です。ですので、地方自治体に負担をかけるのも申し訳ないのですが、こういったときも、地方自治体の職員が地域の現場に密着しているので、学校とか、医療機関にも当たっていただいて、そういうネットワークをつくって情報を吸い上げていただくというように、両面から見ていく形で取り組めたらいいかなと思っています。

できるだけ消費者庁としても、情報収集には取り組んでいきたいと思っているのですが、大きくその2点を、いろんな通知やら何やらで動かしていければなと思っています。

最後に1点。山中委員からも心強いご意見をいただいて、小児科学会のほうで事故を

もし認知した場合は消費者庁にいただけるということで、今もいただいていると思うんですけれども、消費者庁のほうで分析とか、活かしきれていないというご意見もあるかと思いますが、これからもぜひよろしくお願ひしたいと思っています。医療機関の点でいけば、ちょっと話が長くなるのですけれども、医療機関ネットワークのほかに、カネボウの件やレーシックの件なども少し新聞などに出ていると思うのですけれども、皮膚科学会とか、眼科医会とかにもお願ひをして、情報があればほしいとお願ひしています。山中委員のお話にもありましたように、義務化して法的なものにするのは難しいと思うんですけれども、できるだけボランティアというか、情報を認知したらいただくというツールを増やしていくことが重要かなと思っています。

ですので、ぜひこれからも、消費者庁も死ぬ気で一生懸命頑張りますので、皆さんもご協力のほどよろしくお願ひします。

以上です。

丸山会長 協議会の全体に関する感想に加えまして、前回の協議会で私どもがお渡しした提言に関する消費者庁さんとしてのお考えを詳細にご説明いただきました。心より感謝申し上げます。

さて、経済産業省さんには、JIS 化の策定について要望が提出されることとなります。今後の取組や省としてのお考えなど、お話できる範囲で結構ですので、経済産業省の永田さん、信夫さん、お二方でも、あるいはどちらかお一方でもお願ひしたく存じます。いかがでしょうか。

永田氏（オブザーバ） 経済産業省では、協議会のご提言を踏まえて、来年度、平成26年度からブラインド・カーテンのひもの安全基準の JIS 開発を委託事業として開始することを決定いたしました。来年度早々、委託先を公募するということとなります。委託先が決まれば、早速 JIS の諸外国の規格とか、基準などを参考にしながら、JIS の開発を検討することとなります。その際には、皆様方のまたご協力をよろしくお願ひいたします。

以上です。

丸山会長 ありがとうございます。

信夫さんはいかがですか。よろしいですか。

信夫氏（オブザーバ） はい、特に有りません。

丸山会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、会長として私から一言申し上げたいと思います。

まず、委員及びオブザーバ、特別委員の方々には、第1回協議会から精力的にご協議いただき、まことにありがとうございます。皆様からいただいた大変貴重なご意見や情報をもとに報告をとりまとめ、東京都へ提出することができました。

提言を受けて、特に日本ブラインド工業会さん、それから日本インテリアファブリックス協会さんをはじめとする事業者団体の方々には、ブラインド等のひものあらゆる安全対策について前向きにご検討いただけるとのことで、感謝申し上げます。

消費者庁におかれては、第2回協議会で私どもがお渡しした緊急提言につきまして、今こうしてお考えを述べてくださったこと、感謝申し上げます。東京都も私どもの協議会も今後とも協力をさせていただきますので、消費者の安全を増す取組を一層進めること、よろしくお願い申し上げます。

また、東京都においては、早速、事業者団体や消費者庁などと連携して啓発リーフレットを作成するとのことですが、今後もホームページ、広報誌への掲載など、引き続き、そして継続的に消費者への積極的な普及啓発をお願いいたします。

提言の内容を踏まえ、具体的な安全対策が着実に実施され、次代を担う子供の安全が確保されますよう、皆様のご尽力をぜひともお願いしたいと思います。

非常に個人的なことではございますが、この対象年齢の幼児を2人抱えている父親の身としては、こういった取組が進むことは本当にありがたいことだと思っております。

重ねまして、委員及び特別委員、オブザーバの皆様方のご協力に感謝の意を表しましてご挨拶とさせていただきます。

以上で東京都商品等安全対策協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午前 11 時 00 分閉会